

ウルリッヒ・タイヒラー著・
馬越徹・吉川裕美子監訳

『ヨーロッパの高等教育改革』

(玉川大学出版部, 2006年, 308頁)

大場 淳 (広島大学)

本書は、著者であるタイヒラー氏が1993年から2004年の間に執筆した10編余の論文から構成され、これらは以下に示すような4部11章(序と補章を入れると13章)に配置されている。今となっては若干古いものも含まれているが、一部は本書収録に当たって書き直しや加筆・修正が施されており、最近の動向も反映したものとなっている。欧州における高等教育改革という非常に広範な主題を取り上げた結果、例えば雇用問題と学生の移動などのように、相互の関連が一見必ずしも明瞭でない項目が並んでいるが、収録された論文全てが比較考察的な視点で以て書かれている点で共通している。

序 ヨーロッパの高等教育—多様なモデルから収斂された構造へ

第Ⅰ部 ヨーロッパの高等教育

- 1章 ヨーロッパ高等教育における変貌
- 2章 比較の視点からみたヨーロッパの高等教育
- 3章 「ヨーロッパ高等教育圏」の構築に向けて—収斂と多様性

第Ⅱ部 統一ドイツの高等教育

- 4章 ドイツ統一過程と高等教育
- 5章 ドイツ高等教育の多様性と二元性

第Ⅲ部 高等教育と雇用

- 6章 社会経済的变化と高等教育政策の変遷
- 7章 ヨーロッパ諸国における大卒者の雇用と職業

[補章] 大卒四年後の雇用実態—CHEERS調査(1999年)の分析結果

第Ⅳ部 学生移動

- 8章 ヨーロッパにおける学生移動—エラスムス計画の評価
- 9章 ヨーロッパ高等教育の新動向—学位の相互認証と単位互換

第Ⅴ部 高等教育政策・改革の国際比較

- 10章 ヨーロッパ小規模国家における高等教育政策—オランダ, スウェーデン, フィンランドの事例
- 11章 高等教育改革の国際比較

上記のように本書の記述は多岐に亘るので、本稿では、その中から近年日本で特に注目されているボローニャ・プロセス(欧州高等教育圏創設)について記述した3章及び同章が含まれる第Ⅰ部を主に取り上げて、それらを中心に書評を記すこととした。

著者は、本書の冒頭で「ヨーロッパ各国の高等教育システムは、その実体において多様である」とし、欧州高等教育の多様性を議論の出発点に位置付けている。第Ⅰ部の1-2章を通じて各国間の共通点を指摘してある程度分類が可能であるとしつつも、「結局、ヨーロッパの高等教育は、あまりにも多様」と述べ、その基本的立場は変わらない。更に、外からは「急速な統合に向かう道程にある」と見られる欧州において、国家間の協力は重要であるとされつつも、各人の帰属意識は国又はそれ以下の単位であり、近い将来真の統合が実現するとは考えられていないと述べる一方で、高等教育の欧州化政策は最近の現象ではないとしつつも、「全体としてみると、高等教育システムの多様性は維持された。その一方で、高等教育システムの政策と傾向が収斂するという当初の強い確信は、1970年代から80年代の間に弱まっていった」と述べ、国の固有の伝統、特質が有する価値を強調する「歴史文化的アプローチ」が各国における高等教育政策形成の重要な一翼を担ったことを指摘している。

さて、上記のように同地域の多様性を強調する著者が、「ヨーロッパ各国の学修プログラムと学位のシステムの収斂に寄与する」とされるボローニャ・プロセスをどのように見るかは読者の興味を惹くところであろう。ボローニャ・プロセスは、「世界の他の地域の学生にとってヨーロッパの非英語圏諸国への留学が魅力を失いつつあることに懸念」が生じたことから、「ヨーロッパでの学修に引きつける唯一かつ最良の方法」として「ヨーロッパ諸国すべてに類似した構造のプログラムと学位を構築する」ことを目的として1999年に始められたものである。単に欧州内における流動性を高めるだけではなく、世界の他の地域に対して欧州高等教育の魅力を増すことが期待されている。

そうした目的に向けて、学士・修士・博士の課程による学修期間の設定、ECTSに基づく学修量の換算、質保証制度の整備などが進められ、隔年に開催される高等教育担当大臣会合においてその進捗状況が確認され、新たな決定が行われてきていることはよく知られているところである。今日、ボローニャ・プロセスは、2010年に設定された期日まで2年余りを残すところとなり、欧州高等教育圏創設の最終段階を迎えている。その間、加盟国

は、1998年のソルボンヌ会合当時の4国（仏、英、独、伊）から2007年のロンドン大臣会合時には46国に増え、更に、欧州委員会や欧州学生連合等の九つの団体も加わるに至った。前述ロンドン大臣会合の声明文書は、前回会合以降に大きな進歩があるとし、更に欧州高等教育圏創設に向けて、特に学生・教職員の流動性向上等に焦点を当てて努力を行うことが合意されたところである。

このように順調に進んできたとされるボローニャ・プロセスであるが、著者の見方は大いに異なるようである。著者は、「ボローニャ・プロセスは、高等教育の将来に関する明確な共通展望に基づいたものではない。鍵となる多くの問題は曖昧であり、相反する点や矛盾したところがある」とし、特に、構造上の収斂、各国の高等教育システムの高質性と多様性の程度、カリキュラムの「収斂」または多様性、付随する措置の役割の四つの問題が未解決であって、ボローニャ宣言から5年を経てもこれらの問題に明確な答えを出すことはできていないと指摘する。また、「ヨーロッパ諸国がプログラムと学位の同一構造に急速に向か〔う〕ことには疑問の余地がある」としつつ、当初の「調和」から、徐々にある程度の多様性を擁護する方向へと動いていることが読み取れるとし、時期尚早とはしながらも、「構造上の収斂という目的が控えめになり、結局は本質的な多様性によって置き換えられる」可能性も示唆している。質保証に関しても、「ボローニャ・プロセスに結びつけられた質保証の措置は、ヨーロッパ内の支配的な推進力となるのか、それとも世界的な文脈でヨーロッパにおける高等教育の役割を特に強調することになるのかは、まだ明らかでない。比較可能な質の水準、高度に階層化された質の水準、あるいは他の目標とは関係のない質の向上に、質保証の仕組みがどの程度役立つと期待されるのかも、はっきりしない」と述べ、その将来性について懐疑的である。

疑問はボローニャ・プロセスの諸活動に止まらない。著者は、「世界の他の地域の学生にヨーロッパの高等教育をより魅力あるものとするために、構造上の収斂という手段が最も重要なのかは明らかでない」、「ヨーロッパ内の学生の移動は、多様なプログラムと学位のままでもすでにエラスムス計画の枠内で上首尾に機能してきた」と述べ、ボローニャ・プロセスの目的や必要性自体についても疑問を呈している。すなわち、ボローニャ・プロセスは高等教育改革というよりは、「高等教育における国際化政策の基本的なパラダイム・シフトの表現」であり、「主として世界の中のヨーロッパという問題」への取組であると著者は見るのである。結論的に著者は、

2010年以降の見通しについて、「ヨーロッパの高等教育システムは、…資金調達、公的監督、カリキュラムと学位の規定に関する枠組みの点で、各国のシステムを存続させるであろう」としつつも、「高等教育システムの類似性は、形式上の構造という点からみるとおそらく拡大しているであろう」とし、ある程度の収斂が進むであろうことは認める。しかしながら、重要なのは「構造上の収斂が高等教育の質の「より大きな互換性と比較可能性」につながるのか、それとも質の水準のいっそう著しい階層化をもたらすのか、という点」であり、さらに重要な点は「構造上の収斂は、ヨーロッパ高等教育のカリキュラムと知識提供の本質的な収斂によってもたらされるのか、それとも本質的な多様性の存続あるいは拡大さえも伴うのか」であると述べ、それらは現時点では予想できないとし、ボローニャ・プロセスの将来を楽観視しないのである。

ボローニャ・プロセスに関する本書の記述がなされたのは2004年のことであり、その後2回の大臣会合を経て、同プロセスにも大きな進展が認められる。著者が示した問題点についても、例えば、2005年の欧州高等教育質保証協会（ENQA）による規準・指針（Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area）策定のように、回答には至らないまでもある程度の方向性が出されたものもあるが、指摘された事項の多くは未解決であり、恐らくは2010年以降も継続して取組が必要となるであろう。そして、その課題の多くは日本の高等教育が抱える課題と共通しており、欧州の今後の取組は少なからぬ示唆を与えてくれるものと思われる。

最後に、本書に収録された論文には日本で開催された会議で発表されたものが4点含まれており、比較考察の対象として少なからず日本を取り上げていることも注目に値することを付記しておきたい。著者の比較考察から得られた指摘の一つは、日本の高等教育制度は米国の制度よりも欧州の制度に近いことであり、ややもすれば米国に関心が行きやすい日本の研究者や実務家に対して日欧比較研究の重要性を示唆している。日本の高等教育制度への造詣が深いタイヒラー氏ならではのであり、日本を比較対象に含む欧州の著作物が少ない中で、本書は日本の読者に大いに参考となることであろう。